

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について（概要）

1 改正理由

交通局では、令和3年10月末を目途に全国共通ＩＣカード「ニモカ」を導入することとしている。それに伴い、現行の「ひまわりバスカード」は定期券を除き7月26日をもって廃止する。

システムの移行により「ニモカ」で制度の運用ができない通勤通学定期旅客運賃及び回数旅客運賃を廃止する等の条例の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

（１）通勤通学定期旅客運賃の廃止について

通勤通学定期旅客運賃については、主に勤労学生向けの定期券として、通勤定期と通学定期の中間の価格設定としているが、「ニモカ」では同様の運賃設定ができないことから廃止するもの。

なお、「ひまわりバスカード」導入以降、販売実績もなく取扱いを終了しても利用者への影響はない。

（２）回数旅客運賃の廃止について

「ニモカ」は商業施設などでも利用できる電子マネーであり、現行の「ひまわりバスカード」のように回数旅客運賃として運賃の前払いができないことから廃止するもの。

（３）回数旅客運賃の廃止に伴う乗継割引の改正について

「ひまわりバスカード」の廃止後は、「ニモカ」の電子マネーを使用して乗り継ぐ場合に「ひまわりバスカード」と同様に割引の適用を受けることができるように改正するもの。

3 施行期日

令和3年7月27日

（理由）

「ニモカ」導入に伴う車載機の取り換え工事の実施により、令和3年7月26日をもって「ひまわりバスカード」を廃止するため。